



単組として初の 確定闘争に勝利しよう!



東京 清掃
労働組合
千代田区飯田橋3-9-3
TEL (3237) 9995
毎月5日15日25日発行
1部20円

編集責任
中央執行委員会

わが組合の綱領

- 一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、生活諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。
- 二、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、都区政の徹底的民主化を期す。
- 三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を建設し、世界平和に貢献せんことを期す。

06年人勧 特集号

下がることを阻止しなければなりません。また、調整額の代替措置として本給へ組入れがされた13,000円部分の退職金に係る課題があります。

職務段階別加算の見直しは提案されようとしていますが、長年清掃事業に貢献してきたにも拘わらず、たまたま役職に就いていないだけで加算区分支給対象職員から除外されてしまうことは、断じて認められないことです。

その他の課題として、技能長等への昇任選考は、各員が認めるべきです。人勧の内容説明と

区事項ですが、今年度の昇任選考を巡って既に疑義が生じています。改めて統一選考を求めます。

技能主任の19年度配置に向けた昇任選考が各区で実施されていますが、要求とはかけ離れた配置率が多く、この実態です。統一交渉で定めた設置基準は当局の責任で措置をする義務があります。改めて徹底を図る必要があります。

更に、級格付率や現業職員の勤務評定区分の問題は、全組合員が確定闘争勝利まで実力闘争も辞さずの覚悟で取り組みます。

確定に向けた取組については20日の書記長会議で詳しく説明致します。

勧告後、わが組合は直ちに区長会に対して、要請を行いました。24日には区長

10月12日、特別区人事委員会の主体性を放棄したものの員会勧告が出されました。であり厳しく糾弾されるべきです。

勧告内容は、人事院に追随した内容であり、人事委員 勧告対象は行政系職員

で、現業系職員の賃金は団体交渉によって確定します。従って、単組としてわが組合が初めて取組む賃金確定闘争となります。今年度の確定闘争で特に重要な課題は、退職手当と職務別段階加算の問題です。

地域手当の引き上げにより本給が引き下げられま

す。そのことで退職金額が

要請 区長会会長に対し 西川中央執行委員長から

現業系職員の給与等の確定は労使協議・労使交渉による合意が原則です。実態として人勧は現業職員給与等にも大きな影響を及ぼします。区民にとって安心して衛生的な生活環境のため、屋外の厳しい職場環境の中、祝日や年末年始も、更には日曜日や夜間も業務は行われています。

給与等の改定が勧告通り実施されれば、多くの職員が勤労意欲を失います。本日、特別区人事委員会は「平成18年度」の給与等に関して区長会に勧告しました。官民比較方法の見直し等、国に追随した内容で地方自治体としての自立性・主体性を放棄したものです。

月例給について、率で0・41%、金額で1,788円、民間を上回っているとし、特別給は、民間企業が0・01月上回っているにもかかわらず改定を見送るとし、納得できません。また、地域手当の支給割合見直しは本給の引き下げとなり、退職金への影響も甚大です。国に準じた取扱い自体に道理はなく、本給扱いとするべきです。公務労働は民間企業の労働とは異なります。勤勉手当への成績率の導入自体も不適切で制度そのものを見直すべきです。

現業系職員の級格付制度は平成23年度で廃止となりますが、現業系の職層は1～4級職です。技能長等については限られた職員のみが昇任できる制度です。また、技能主任の設置基準は概ね4人に1人となっていますが、この基準を守らない区が多く、怒りを禁じ得ません。級格付制度が廃止となり、長年まじめに働いてきた職員の努力が全く報われません。

何れの職層でも勤労意欲を失うことなく、区民や区政発展のための努力が報われる制度こそが必要です。職務段階別加算も、長年事業に貢献している職員が役職に就けなただけで加算区分の支給対象職員から除外されることは認められません。努力している職員が全て昇任できる制度ではない状況が改善されない以上、制度の見直し改悪は断じて認められません。身分移管という特殊事情について一定の措置が講じられなければ、「(身分)移管に際しては、処遇総体の水準低下を招かないことを基本とします。」との都区合意・労使合意が守られません。

技能長等の昇任選考や旧技能主任A職員の技能長昇任選考の取扱い、技能V・VIの初任給格付、給料表切替による最高号給到達者の処遇問題、退職金調整額部分の取扱い等、早急な解決が必要な諸課題について、納得できる給料表等を早急に示し、十分な協議を尽くすことを強く求めます。

(要請概要)